

2010年 9月 2日

国土交通大臣
前原 誠司 様

国土交通省職員組合
中央執行委員長 加藤 順一

人事評価制度の運用に関する要求書

国交職組は、真面目に働く職員を正当に評価し処遇するため、人事評価制度の適切な運用が必要不可欠で極めて重要だと認識しています。特に、地方整備局においては、本年10月以降の評価結果が来年6月の勤勉手当にはじめて反映されるため、組合員の関心もかつてなく高まっているところです。

貴職におかれては、能力・実績主義の国公法の趣旨に則り、人事評価制度の適切な運用に向けて、下記要求事項について、速やかに団体交渉を行い、誠意ある回答および適切な措置を講じられるよう強く求めます。

記

1. 制度内容の周知徹底と評価者訓練の徹底等について
 - (1) 人事評価制度および活用方針について、すべての職員に周知徹底すること。
このため、各職場において、説明会等を開催すること。
 - (2) すべての評価者（管理職）を対象に評価者訓練を徹底すること。
このため、評価者訓練未了の評価者には速やかに訓練を実施すること。
2. 人事評価の適切な運用について
 - (1) 期首面談・期末面談は必ず実施するとともに、十分な時間を確保しプライバシーに配慮した会場で行うこと。
 - (2) 組織目標を明示すること。納得できる個人目標の設定に向け、十分に意思疎通を図るとともに目標の共有化に努めること。また、目標設定の前提条件として、正規の勤務時間内処理を明示すること。
 - (3) 評価結果は個別標語を含め全面開示すること。全体標語のみの開示とする場合は、その根拠となる事実に基づききめ細かな指導・助言を行うこと。
 - (4) 組織目標の変更等に伴う個人目標の再設定等については、被評価者の理解と納得を最大限確保すること。

以上